

上場準備会社に対する遡及的監査に関して

(意見交換用資料)

平成 23 年 4 月 26 日

有限責任 あずさ監査法人

パートナー／公認会計士 橋本裕昭

<前提条件の確認>

当資料は、以下の前提で記載されています。

- 「上場準備期間が短縮できない原因は遡及的監査を実施しないことにある」という認識ではなく、「遡及的監査をやりにくくしている原因があり、これを取り除くことこそが上場準備期間短縮に繋がる」という認識で記載されています。
- 当資料上では、「監査対象期の期首後に契約締結する監査」を便宜上、遡及的監査と呼んでいます。一般的な用語ではありません。
- 直前々期期首以降に監査法人と初めて接触した上場準備会社を想定しています。
直前々期期首以前からアドバイザー契約等で監査法人と接触があり、直前々期に入ってから遡及的に監査契約を締結するケースは想定していません。
- 社内の管理体制が十分整備されていない会社を想定しています。管理体制が十分整備され、いつでも上場審査をクリアできるようなレベルにある会社は想定していません。
- 当資料中、意見に関する部分は筆者の私見であります。

1. 上場準備会社の初度監査における遡及的監査の現状

監査基準上の取扱い : 遡及的監査は特に否定はされていない。

監査法人内のルール : 通常、監査契約締結に当たっては監査法人内の審査が必要となっているため、そこでの承認が必要である。遡及的監査はその審査で検討される監査受嘱リスクの一要素となる。

実 態 : 正確なデータはないが、会社の業種、社内管理体制、置かれている状況等により、監査契約締結に至らないケースはそれなりにあるものと思われる。こういったケースに契約締結に至らないかは一概には言えず、個別ケース毎に判断されているものと思われる。

2. 遡及的監査における監査上の論点

遡及的監査の場合、重要な監査手続を実施できないことにより十分な監査証拠を入手できないケースが発生し得る。そういった監査範囲の制約があった場合、その重要性を勘案し、無限定適正意見以外の意見、すなわち除外事項を付した限定付適正意見（※1）か意見不表明（※2）が付されることになる。

遡及的監査で無限定適正意見の表明が難しくなるケースには、主として以下のケースが考えられる。

①期首残高の妥当性の検証ができないケース

具体的には期首在庫に対する立会手続ができないことがこれに該当するケースが多い。期首在庫の妥当性検証ができない場合、売上原価の妥当性が検証できないことに繋がるケースがあるためである。ただし、次の場合などは、立会手続が実施できなくても問題とはならない可能性が高い。

- 期首在庫に重要性がなく、これに関する監査手続が実施できなくても監査意見の形成に影響がない場合
- 期首在庫に重要性があっても、立会以外の代替手続で必要な監査証拠が入手可能な場合

②必要な監査時間が確保できないケース

監査契約締結の時期によっては、必要な監査手続を実施するだけの時間が確保できないケースが発生し得る。例えば以下のようなケースが考えられる。

- 期末近辺の契約になるため、予定通りに監査作業が進捗したとしても、十分な監査時間は確保できない
- 予定通りに監査作業が進捗すれば時間は足りたはずであったが、実際に作業を進める過程で予定外の手続が必要となったため、監査時間が足りなくなる（EX. 残高確認結果と会社帳簿残高の差異理

由が判明せず、追加の検証手続が必要になった。固定資産台帳に現物が確認できない資産が多数あることが判明し、追加の手続が必要になった。)

- (※1) ・ 上場審査基準上、直前々期については除外事項を付した限定付適正意見は許容されている。

(除外事項を付した限定付適正意見の文例の一部：監査・保証実務委員会報告第75号より抜粋)

「当監査法人は、決算日後の平成×1年7月1日に監査契約を締結したため、会社の平成×1年3月31日現在の棚卸資産〇〇〇百万円に関する実地棚卸に立会うことができなかった。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、上記事項の連結財務諸表に与える影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×2年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」

- (※2) ・ 上場審査上、意見不表明は許容されていない。

(意見不表明の文例の一部：監査・保証実務委員会報告第75号より抜粋)

「会社は、平成×年×月×日主要な事業所である△△工場が火災により焼失し、重要な会計記録が失われたため、平成×年3月31日に終了する当該事業所に係る会計記録に関連して、連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、上記事項の連結財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。」

3. 監査法人が遡及的監査の契約を積極的には行わないとすれば、それはなぜか

監査基準上、遡及的監査が否定されていないにもかかわらず、実際には監査法人が遡及的監査を積極的には行わないケースがあると言われている。その原因は、監査法人側が次のような点を総合的に考慮した結果であると思われる。

なお、海外実務との比較で遡及的監査が論じられることがあるが、香港やシンガポール等の海外では一定規模以上の会社において、監査法人等による会計監査が義務付けられているというように、遡及的監査を行う土壌が大きく異なっていることも考慮すべきと思われる。

①無限定適正意見が表明できない可能性があるため

既述の通り、遡及的監査では無限定適正意見が表明できない可能性がある。限定付適正意見や意見不表明まで含めれば監査意見表明は可能となるケースが多いが、審査上のリスクを最小限にするために限定付適正意見は避けたいし（注1）、意見不表明は上場審査基準上そもそも許容されていない。結局、無限定適正意見以外の監査意見では意味がないと考え、無限定適正意見になりそうもないと判断されるケースでは、最初から監査契約を締結しないという判断になる可能性がある。

（注1） 過去数年（2005～）の新規上場会社の監査報告書で、監査範囲の制約（立会未実施）による限定付適正意見が付されたケースを検索したところ、確認できたのは2007年12月にマザーズ上場の㈱スタートトゥデイの1件のみ。

②引受審査及び上場審査をクリアする水準に会社が到達するのに時間がかかることが明らかな場合、監査
だけ先行させても結局無駄になってしまうと考えられるため

監査意見を表明する準備はできているものの、業績の低迷や管理体制の整備が間に合わないなどの理由によって申請できないというケースが実際には多い。そういった事態が客観的に予測される場合、監査を行っても実務的には会社にとって有益ではないため、監査法人が監査契約締結に慎重な対応をとる可能性がある。

4. 遡及的監査を実施する環境を整え、上場準備期間短縮に繋げるためには

「遡及的監査をしないから上場準備期間が長期化する」のではなく、前述の事項があるがために遡及的監査が実施されないという結果になっているのではないかと考えられる。そこで、遡及的監査の障害となっている以下の要因を取り除くことが、結果として上場準備期間短縮に繋がるものと考えられる。

「無限定適正意見を表明できないかもしれないので、契約締結しない」という状況を取り除く（①～④）

①無限定適正意見の障害となる要因、及びそれを取り除くための会社側での事前準備の例を示す

無限定適正意見の障害となる要因と、それを取り除くための会社側での事前準備の例を示すことで、そういった要因を会社が自発的に取り除くよう促すことは有効であると思われる。

例えば、無限定適正意見の障害となる要因として次のようなものが挙げられる。

- ✓ 上場会社に求められる会計基準を採用していない
- ✓ 会計処理の根拠資料が整備されていない
- ✓ 内部統制の水準が著しく低い
- ✓ 在庫金額に重要性があるが、前期末在庫の棚卸に監査法人が立ち会えなかった

一方、それを取り除くための事前準備としては次のようなものが挙げられる。

- ✓ 具体的な上場スケジュールが未定の段階であっても、早めに監査法人と接触し、アドバイザー契約等を通じて適切な会計基準の採用や社内体制整備に向けた指導等を受けるとともに、将来の監査契約締結に向けた準備を開始する。監査法人としては、契約形態にかかわらず何らかの形で関与していれば、期首在庫の問題などにも何らかの対処が可能となるケースが多い。
- ✓ 管理部門、特に経理部門を充実させる
- ✓ 在庫の受払管理や実地棚卸結果、工数記録等、一定時点から過去の情報を遡って確認できるような管理体制の整備を行う
- ✓ 各種補助簿等の作成、会計処理の根拠資料の整備など、第三者が検証可能となるように社内資料整備を行う

なお、上記の事前準備については、いつまでに準備すべきかという時期の目安も、併せて提示することが有効である。

②上場審査において、直前々期の限定付適正意見が可であることの周知を図る

現状では、在庫に重要性がある場合や必要な監査時間が十分確保できない可能性がある場合など監査範囲に制約があるケースでは、遡及的監査の契約締結をしないという判断がなされることがある。上場審査基準では直前々期の限定付適正意見は許容されているため、監査範囲の制約がある場合でも限定付適正意見が表明できれば本来は問題ないはずである。しかし、そういった事例の少ない現状では、直前々期であっても無限定適正意見でないとして上場審査をクリアできないと考える傾向があるため、無限定適正意見を表明できるかどうかという判断に基づいて受嘱の意思決定をしているケースが多いものと思われる。

まずは取引所が、限定付適正意見でも上場審査上は大きな問題にはならない旨をアピールし、実際の運用においても限定付適正意見が付された会社の上場事例を積み上げていくことが必要ではないかと思われる。

③上場審査基準において、直前々期の意見不表明を可とする

上場審査基準上、直前々期の限定付適正意見は許容されているが、意見不表明は許容されていない。しかしながら、監査範囲に制約がある場合、限定付適正意見になるか意見不表明になるかは、監査の最終段階において監査範囲制約の重要性を勘案した結果として判断されるもので、それまではどちらになるかは判断しかねるケースが少なくない。そのため、仮に上記②が確保されたとしても、現状のように意見不表明が許容されていないままでは、結局遡及的監査の受嘱に躊躇してしまうという状況は大きく変わらない可能性が高い。監査範囲に制約があつて意見不表明としても、これが上場審査上受け入れられるという状況があつてはじめて実効性も確保できるものと思われる。

④遡及的監査で意見不表明となる文例の公表

監査契約の締結時期による制約によって意見不表明となる事例はほとんどないこともあり、現状では監査人側にそのような監査意見は浸透していないものと思われる。監査報告書作成に関する実務指針（監査・保証実務委員会報告第75号）においても文例は示されていない。実務指針の中に文例を織り込むことにより、監査人としてはそのような種類の監査意見を表明しやすくなるものと思われる。

なお、日本公認会計士協会では、初度監査における意見不表明の監査報告書の実務指針を検討中である（5④参照）。

「上場審査をクリアできないので監査を先行させても無駄になる」という状況を取り除く（⑤～⑥）

⑤上場審査内容の見直し（簡素化）

監査意見を表明する準備はできているものの、業績の低迷や管理体制の整備が間に合わないなどの理由によって申請できないというケースが実際には多い。審査内容を見直し、簡素化できる項目は簡素化していくことで、管理体制整備等に要する時間を短縮していくことが必要であると考えられる。

⑥上場審査水準の明確化

上場審査が通るか通らないかは、判断が難しい場面が多くある（例えば、関係会社の整理など）。上場準備の段階で楽観的な判断のまま上場準備を進め、上場審査の段階になってノーと判断されてしまうと上場時期が大幅延期になってしまう。そこで、そういった事態を回避するため、監査法人は上場審査のレベルを保守的に想定した上で上場可能性を検討してしまう可能性がある。結果として、

整備に時間がかかる→早期上場は難しい→監査契約の早期締結も無意味
という判断になってしまう。

もし、上場審査の判断基準が上場準備段階でもっと明確になっていれば、そういった過度に上場準備期間を長めに想定してしまうような傾向は相当程度解消されるものと思われる。

なお、この点に関しては、取引所を中心に検討が進んでおり、上場準備段階における事前相談の透明性の向上、フォローアップの強化などの対策がすでに講じられている。

5. 上場準備期間短縮に伴う関連論点

① 遡及時期による論点の違い

遡及的監査と一口に言っても、監査契約時期によって考慮すべき論点が異なってくることも認識しておく必要があるものと思われる。

		直前々期			直前期			申請期	
▲ ㉗		▲ ㉘			▲ ㉙			▲ ㉚	▲ 上場

㉗ 監査契約締結が直前々期期首前

特に遡及的監査の問題は生じない

㉘ 監査契約締結が直前々期期中

直前々期の期首残高の妥当性検証手続が実施できない可能性がある。そのため、直前々期において監査範囲の制約の問題が生じる可能性がある。

㉙ 監査契約締結が直前期期中

直前々期の期首残高と期末残高（直前期期首残高）の妥当性検証手続が実施できない可能性がある。そのため、直前々期及び直前期において監査範囲の制約の問題が生じる可能性があり、結果として直前期に無限定適正意見を表明できない場合が考えられる。

㊦申請期期中

直前々期の期首残高と期末残高（直前期期首残高）、直前期の期末残高の妥当性検証手続が実施できない可能性がある。そのため、直前々期及び直前期において監査範囲の制約の問題が生じる可能性があり、その程度は㊥よりも大きい。

上記の監査上の論点に加え、監査契約締結時期が遅くなることが引受審査に与える影響についても考慮が必要である。例えば、引受審査が従来のようなスケジュール感では実施できないケースが出てきたり、財務諸表が監査未了の状態で引受審査を実施しなくてはならないケースが出てくるといったことが考えられる。

②新興市場の信頼性回復とのバランス

上場準備会社は管理体制の整備が追いついていない場合が多く、上場準備期間短縮は従来に比べて管理レベルが整備途上の会社が上場する可能性が増すという側面も考えられる。そのため、信頼性回復というもう一方の要請にも同時に配慮し、会計不正や将来計画の度重なる修正などといった新興市場の信頼性を揺るがす問題についても、従来以上にそのリスクが高まらないよう注意が必要である。

③新規上場会社に対する内部統制監査の扱い（制度上の課題）

内部統制評価・監査の実施に当たってはそれ相応の準備期間を要するが、上場準備期間短縮を図る一方で、それ相応の準備期間を要する内部統制評価・監査を上場後直ちに求めるということとの整合性を再検討する必要があるものと思われる。

すなわち、上場準備期間を短縮し、利益規模が小さい段階あるいは管理レベルが成熟しきっていない段階での上場を

認めてリスクマネーを供給するという新興市場の意義・位置付けを優先するのであれば、公開企業にふさわしい内部統制の水準は維持されていることを前提として、準備に相応の時間を要する内部統制監査については新興市場への上場後一定期間免除するという措置も有効であると考えられる。

④意見不表明による投資家の利益の保護

意見不表明の場合、財務諸表の信頼性が確保されず、投資家が不利益を被ることになるため、この点についても配慮が必要である。

平成23年1月21日に公開草案「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」が公表された（現時点ではあくまで公開草案の段階）。これは除外事項付意見を適切かつ明瞭に表明することを目的に出されたものであり、初年度監査で期首残高の妥当性が検証できていない場合でも期末の財政状態について無限定適正意見が表明される可能性も示されている。このように従来よりも財務諸表利用者にとって利用しやすい方向で検討されている状況を鑑みれば、上場審査上も従来よりは意見不表明を許容しやすくなるのではないかと思われる。

公開草案「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見（中間報告）」

A15. 否定的意見又は意見不表明とした場合においても、例えば以下の状況があり得る。

～中略～

・まれな場合、監査基準委員会報告書第__号「初年度監査の期首残高」（中間報告）に基づき、経営成績及びキャッシュ・フローの状況（関連する場合）に関しては意見不表明とし、財政状態に関しては無限定意見を表明することもある。

6. まとめ

関係者（金融庁、証券取引所、証券会社、監査法人）が上場準備にかかる負担やリスクを共に負い、歩調を合わせた形でメッセージを発するのが効果的ではないか。

すなわち上場準備期間短縮のためには、

- ①無限定適正意見の障害となる要因を取り除くための会社側での事前準備の浸透（関係者）
- ②上場審査において直前々期の限定付適正意見が可であることの周知を図る（証券取引所、証券会社の範疇）
- ③上場審査において直前々期の意見不表明等を許容する（金融庁、証券取引所の範疇）
- ④遡及的監査で意見不表明等となる文例を検討する（日本公認会計士協会の範疇）
- ⑤審査内容の簡略化により、社内体制整備に要する期間を短縮する（証券取引所、証券会社の範疇）
- ⑥審査水準の明確化により、「過度な上場準備」を排除する（証券取引所、証券会社の範疇）
- ⑦内部統制監査の上場後一定期間免除など（金融庁の範疇）

をパッケージとして実施するのがいいのではないか。

いずれも相互に関連し合っているので、どれか一つを取りだして実施するというのではなく、パッケージとして実施することで施策の実効性が確保されるし、市場へのインパクトも得られると思われる。

以 上